

行政視察報告



○ 日 時 平成18年10月12日

○ 行き先 京都府 南丹市（園部支所）

○ テーマ

Ⅰ. 「少子高齢化対策」の中で高校生までを対象とした医療費無料化の施策

Ⅱ. 森林及び農地に関する管理条例

● 視察概要

Ⅰ. 医療費無料化の施策

(1) 無料化に至るまでの経過・目的

平成5年度から京都府の制度として、満3歳に達する月の月末まで無料とした。その目的としては

① 子育て期間中の若年世帯に対する経済的負担の軽減

② 医療の重要度が高く、負担の大きな層へのセーフティネット

③ 子育てを社会全体で支援（所得制限は無い）

④ 次代を担う子供を健康やかに産み、育てる環境づくりと、乳幼児の健康保持増進を図るため

(2) 実施事業

① 乳幼児医療費助成制度

② すこやか子育て医療費助成制度

③ 児童手当制度

④ 子宝祝い金制度

⑤ すこやか手当て制度

⑥ 祝い金制度

⑦ チャイルドシート購入

助成金制度

⑧ 子育てサポート派遣助成金制度

③ 事業の成果

① わずかな一部負担で子供が医療を受けることができ、子育てがしやすくなった。

② 早期に病院に連れて行けるので病気の蔓延を防ぐことができた。

③ 生まれてから高校卒業までの医療費がほとんどかからなくなること

で、保護者は安心して子供を産み育てることができている。

現在国を挙げて少子化に取り組んでいる状況の中で、町の子育てに対す

る取り組みの状況はまだと思われま。今後腰をすえて真剣に取り組む必要を痛感しました。

Ⅱ. 森林及び農地に関する管理条例

(1) 条例を制定した目的

近年、森林・農地が①

相続による分割化②売買

③ 市外転出などにより管理ができなため、粗放

化が進んでいる。

そこで、たとえ私有

地であっても、市民共有

の公共性の高い資源であるという認識をもって、

市で有効活用・管理をすることにした。

(2) 条例の骨子

① 個人・地域が一体とな

って、適正な管理・保全を行う。

② 森林の所有者は、立木を適正に保有・管理す

る。農地の所有者は、適正に耕作・管理する。

③ 遺産分割相続では、管理可能な者に相続させ、できない時には、市に届け出る。

④ 届出に対して、市は管理委託・売却斡旋・買取りなどをする。

少子高齢化を迎え、当町でも適正な管理がされない土地が増えることが予想される。今後の方策の一つとして参考にした

い。